

九州看護福祉大学における研究活動上の不正防止計画

令和5年10月31日
不正防止計画推進室

九州看護福祉大学（以下「本学」という。）は、「九州看護福祉大学における公的研究費の取扱いに関する規程」及び「九州看護福祉大学における研究活動の不正行為防止等に関する規程」に基づき、次のとおり不正防止計画を策定する。

この不正防止計画における「不正」とは、九州看護福祉大学における公的研究費の取扱いに関する規程第2条第二号に定める「不正」及び九州看護福祉大学における研究活動の不正行為防止等に関する規程第2条に定める「不正行為」をいう。

なお、同計画の取組を進める中で不正を発生させる要因の把握と検証を進め、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。

1. 学内における責任体系の明確化

①最高管理責任者：学長

大学全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う。

②統括管理責任者：副学長（研究担当）

最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について大学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。

③コンプライアンス推進責任者：学科長、基礎・教養教育研究センター長、事務局長

大学内の各部局等における公的研究費の運営・管理について、実質的な責任と権限を持つ。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正発生要因	不正防止計画
コンプライアンス及び研究倫理に対する意識の低下。	・構成員を対象として、コンプライアンス教育、研究倫理教育を実施し、関係ルールを遵守し不正を行わないことを誓約する誓約書の提出を求める。
研究者の理解不足（ルール理解、理解度誤認）によって誤った運用が行われる。	・公的研究費の使用及び事務処理手続きに関するルールを明確にし、研究者及び研究支援者に周知を図る。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正発生要因	不正防止計画
不正を発生させる要因の把握とその再発防止の検討が十分なされていない。	・不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施を図るため、不正防止計画推進室を置く。不正防止計画推進室は、不正を発生する要因について、大学全体

	<p>の状況を把握し、体系的に整理しこれを防止するための不正防止計画を策定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進責任者は、不正防止計画に基づき当該部局において必要な対策を実施する。また、実施状況を確認するとともに統括管理責任者に報告する。
--	---

4. 研究費の適正な運営・管理活動

不正発生要因	不正防止計画
出張事実確認が不十分である。	<ul style="list-style-type: none"> ・旅行日程等の確認のため、航空機利用の際の領収書及び半券等の提出を徹底させる。 ・不要な旅費の支出を防止するため、旅行者が旅行先で宿泊のため自宅等を利用した場合は、宿泊費の減額等を行うなど、実態に応じた旅費を支出する。 ・公私の区分を明確にするため、出張期間前後に私事旅行がある場合には、旅行命令権者が事前に承認した場合を除き、原則として、私事旅行のために必要な往路又は復路の交通費は支給しない。 ・出張の実態を把握するため、出張の目的及び成果等を把握できるような書類・出張復命書等の提出を徹底する。例えば、学会等へ参加した際は、参加したことを客観的に証明する書類（参加証等）のコピーを提出するとともに、出張復命書に参加の内容を具体的に記載する。
発注・検収業務において当事者以外によるチェックが行われない。	<ul style="list-style-type: none"> ・発注及び納品・検収は原則として経理課が行い、研究者が発注（立替払）した場合でも、経理課で現物の確認を行う。
学生、非常勤職員等に支給する賃金・謝金等が適切に支払われない。	<ul style="list-style-type: none"> ・アルバイト等の適切な雇用管理を確保するため、アルバイト雇用願と勤務予定表を勤務開始予定の原則1か月前までに提出し、雇用契約締結後に勤務を開始することを徹底する。 ・学生、非常勤職員等に支給する賃金・謝金等は、実施月の翌月払いを徹底するため、又、複数部署での重複雇用を防止するため、各部局に対し、実施後の出勤簿等支払関係書類の早期提出について周知徹底を図る。具体的には、勤務日の属する月の翌月初めまでに支払関係書類を提出することを徹底する。 ・学生、非常勤職員の雇用実績については、随時勤務状況を確認するなど、その実態把握に努める。

<p>本学構成員と業者の関係が密接になる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・取引業者が不正取引に関与した場合、「文部科学省所管における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領」（文部科学省大臣官房会計課長通知）に準じて措置を講じる。 ・全ての取引業者に対し、不正防止に向けた取り組みへの協力依頼をし、且つ1個又は1組が10万円以上となる取引を行う業者を対象として誓約書の提出を求める。
---------------------------	--

5. 情報発信・共有化の推進

不正発生要因	不正防止計画
<p>学内外からの相談、告発を受け付ける窓口の周知が十分でない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・不正防止対策の基本方針及び不正防止計画をホームページに公表する。 ・不正の発生を未然に防ぐために、公的研究費の使用ルールに関する相談窓口を設置する。 ・研究活動における不正の事実があると考える人に対し、大学の内外を問わず告発することができる窓口を設置する。

6. モニタリングの在り方

不正発生要因	不正防止計画
<p>監査体制が不十分であるため、モニタリングが適切に実施されない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大学全体の視点からモニタリング及び監査体制を整備するため、内部監査室を設置する。内部監査室は、不正防止計画推進室等との連携により、研究活動上の不正発生要因を把握し、それに応じた効果的かつ実効性のある監査を行う。 ・監事及び会計監査人との連携を強化した監査を行う。

附 則

この計画は、令和6年9月12日から施行し、令和6年8月1日から適用する。